

## 川内原発の再稼働に反対，廃炉を求める意見書

原子力規制委員会が鹿児島県の九州電力川内原発1，2号機について，設置変更許可，工事計画認可に続いて運転管理方法を定めた保安規定を認可した。現在進めている使用前検査に合格すれば，再稼働に進む可能性が高まっている。

安倍政権は，安全性を保証するわけではないと原子力規制委自体が再三発言しているにもかかわらず，規制委の審査に合格し，地元の自治体が同意した原発は再稼働させると繰り返し表明してきた。

川内原発に続いて審査に合格した関西電力高浜原発については福井地裁が規制委の審査は甘過ぎると再稼働を差しとめている。

川内原発も周辺の火山噴火の影響などが十分反映されていないと専門家から批判されており，規制委の審査で安全が保証されたように取り扱うことはできない。川内原発にも近い口永良部島で爆発的噴火が起きており，火山対策の不備は致命的である。

しかも規制委の審査は国際的には常識となっている住民の避難計画は対象外である。事故が起きることはあり得るとし地元自治体には避難計画をつくるよう指示しながら，国も規制委も避難計画を審査しようもしないのは無責任と言わざるを得ない。

川内原発の場合，九州電力と鹿児島県，薩摩川内市は再稼働に同意しているが，隣の熊本県内を含め，再稼働に同意していない自治体も少なくない。

原発は再稼働させて運転を始めた途端，取り返しがつかない事故の危険性が一気に高まる。それだけでなく原発の運転開始とともに危険な使用済み核燃料がふえ続けることとなる。政府や原発業界は使用済み核燃料を再利用する「核燃料サイクル」の実現を掲げてきたが，いまだに完成しておらず使用済み核燃料や核廃棄物が，原子炉の中にも外にもたまり続けている。文字どおり「トイレのないマンション」と呼ばれる事態の進展を食いとめるためにも，再稼働は強行すべきではない。

国も電力会社も，原発事故の危険性と核廃棄物の処理方法も確立していな

いなどの重大な課題があることを直視して，再稼働を断念し，火山地帯にある危険な川内原発を速やかに廃炉にすべきである。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

調布市議会議長 鮎川有祐

提出先

内閣総理大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長